

官報正誤表

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第三十九号）

ページ	段	行		
六	下	十九	法第十九条第一号第三号	法第十九条第一項第三号
七	上	八 終わりから	障害児入所支援施設	障害児入所施設
七	下	二十九	特定教育・保育	特定地域型保育
八	上	十五 終わりから	法第三十四条第五項	法第四十六条第五項
八	下	六 終わりから	「支払を」とあるのは「支払を、	「額の支払いを」とあるのは「額の支払を、
九	上	十七	第四十三条第一項中	当分の間、第四十三条第一項中

誤

正

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第六十一号）

二十	十五	ページ	段	行	誤	正
下	上					
十八	十八				第四十一条	第四十二条
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律						
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律						

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第六十二号）

二十一	ページ	段	行	誤	正
上					
終わりから 十三					
保育室					
保育室等					